

安城市不育症治療費等助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不育症に悩む夫婦に対し、経済的な負担を軽減するため、予算の範囲内で支給する安城市不育症治療費等助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「不育症治療等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 別表に掲げる不育症リスク因子の検査
- (2) 不育症の治療（低用量アスピリン療法及びヘパリン療法に限る。）
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(支給対象者)

第3条 助成金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 本人又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（別の者と民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をしている者を除く。）を含む。以下同じ。）が不育症治療等を受ける期間内に市内に住所を有していること。
- (2) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（事実上婚姻関係と同様の事情にある者のいずれかが別の者と民法上の婚姻をしている場合を除く。）を含む。以下同じ。）をしていること。
- (3) 医師によって不育症治療等が必要であると認められていること。
- (4) 本人及びその配偶者が医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、本人又はその配偶者が市長がやむを得ないと認める

理由により被保険者等でない場合であって、同項各号（第4号を除く。）に掲げるいずれの要件も満たす者であるときは、本人又はその配偶者のうち被保険者等のみを支給対象者とする。

（助成対象費用）

第4条 助成金の対象となる不育症治療等の費用（以下「助成対象費用」という。）は、一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関において受けた不育症検査等の本人負担額（国又は他の地方公共団体からの助成金に類似する助成の対象となっている場合又は医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより付加給付等の支給を受ける場合にあっては、その給付の額を控除した額）とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- （1）入院時の差額ベッド代等不育症治療等に直接関係がない費用
- （2）出産（流産又は死産を含む。以下同じ。）に係る費用
- （3）支給対象者がいずれも本市に住所を有しない際に受けた不育症治療等の費用（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象費用の2分の1に相当する額とし、1夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女（そのいずれかが別の者と民法上の婚姻をしている男女を除く。）を含む。以下同じ。）当たり1クール（不育症の検査又は治療を開始した日から出産等により不育症治療を終了するまでの一定の期間をいう。以下同じ。）につき10万円を限度とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の支給申請）

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安城市不育症治療費等助成金支給申請書（様式第1）及び安城市不育症治療費等助成金支給に係る公簿等の閲覧に関する同意書（様式第2。以下「同意書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類の提出は、公簿等の閲覧によって確認できない場合に限る。

- （1）安城市不育症治療費等助成に係る受診等証明書（様式第3）
- （2）住民票の写し
- （3）戸籍謄本（外国人にあっては、婚姻証明書）（住民票の写しで婚姻の関係が確認できる場合を除く。）
- （4）限度額適用認定証、高額療養費給付通知書等の写し（これらの書類を交付さ

れている者に限る。)

(5) 事実上婚姻関係にあることの申述書(様式第4)(事実上婚姻関係と同様の事情にある者に限る。)

2 前項の規定による申請は、あいち電子申請・届出システムを使用して安城市不育症治療費等助成金支給申請書及び同意書に記載すべき事項を送信する方法によってもすることができる。この場合においては、前項の規定により添付する書類及び身分証明書(公的機関が発行した顔写真付きのものに限る。)の画像データをあいち電子申請・届出システムを使用して行わなければならない。

3 前2項の規定による申請は、原則として、1クールの終了日から1年以内に行わなければならない。

(助成金の支給決定)

第7条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、安城市不育症治療費等助成金支給承認決定通知書(様式第5)により申請者にその旨を通知し、助成金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の支給をしないことを決定したときは、安城市不育症治療費等助成金不支給決定通知書(様式第6)により申請者にその旨及び理由を通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給の決定を受けた者がある場合は、当該決定を取り消し、既に支給した助成金があるときはその全部又は一部の返還を命じなければならない。

(台帳の管理)

第9条 市長は、助成金の支給状況を明確にするため、安城市不育症治療費等助成金支給台帳を電磁的記録により管理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に受けた不育症治療等について適用する。

別表(第2条関係)

一次スクリーニング (推奨検査)	子宮形態検査	3D超音波検査
		sonohysterography (ソノヒステログラフィ：2D 超音波検査)
		子宮卵管造影検査 (HSG)
	抗リン脂質抗体	抗 β 2GPI IgG 抗体
		抗 β 2GPI IgM 抗体
		β 2GPI 依存性抗カルジオリピン抗体 (IgG)
		抗カルジオリピン IgG 抗体
抗カルジオリピン IgM 抗体		
	(LA) ループスアンチコアグラント dRVVT (希釈ラッセル蛇毒時間) 法 (蛇毒法) aPTT (活性化部分トロンボプラスチン時間) 法	
夫婦染色体検査	染色体G分染法	
内分泌検査	甲状腺機能 TSH fT4	
選択的検査	子宮形態検査	MRI
		子宮鏡検査
	血栓性素因関連検査	プロテインS
		第XII因子凝固活性
		プロテインC
		アンチトロンビン
	抗リン脂質抗体	抗フォスファチジルエタノールアミン (PE) 抗体 IgG
		抗フォスファチジルエタノールアミン (PE) 抗体 IgM
		フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン (PS/PT)
	自己抗体検査	抗 TPO 抗体
抗核抗体		